

食品安全委員会第934回会合議事録

1. 日時 令和6年3月19日（火） 14:00～15:20

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

(厚生労働省からの説明)

- ・生活衛生等関係行政の移管に伴う食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により定めた基準等の改正

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「メチルセルロース」並びに「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「メチオニン」に係る食品健康影響評価について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フェンプロピジン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価について

(5) 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 近藤食品基準審査課長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、

前問評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
今井評価情報分析官

5. 配付資料

- 資料 1 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）＜生活衛生等関係行政の移管に伴う食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により定めた基準等の改正＞
- 資料 2－1 添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について＜メチルセルロース＞
- 資料 2－2 食品健康影響評価について（令和5年5月30日付厚生労働省発生食0530第1号）
- 資料 2－3 「メチルセルロース」、「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」の使用基準改正による使用への影響について
- 資料 2－4 加工デンプンの使用等の実態について
- 資料 2－5 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について＜メチオニン＞
- 資料 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル＞
- 資料 4－1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜フェンプロピジン＞
- 資料 4－2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜ホスチアゼート＞
- 資料 5 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第934回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の近藤食品基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第934回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は10点ございます。

資料１が「食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」です。資料２－１が「添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について＜メチルセルロース＞」、資料２－２が「食品健康影響評価について（令和５年５月30日付厚生労働省発生食0530第１号）」、資料２－３が「『メチルセルロース』、『カルボキシメチルセルロースカルシウム』、『カルボキシメチルセルロースナトリウム』及び『デンプングリコール酸ナトリウム』の使用基準改正による使用への影響について」、資料２－４が「加工デンプンの使用等の実態について」、資料２－５が「食品衛生法第13条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について＜メチオニン＞」、資料３が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル＞」、資料４－１が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜フェンプロピジン＞」、資料４－２が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜ホスチアゼート＞」、資料５が「令和６年度食品安全委員会運営計画（案）」、以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長　続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長　御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（１）食品安全基本法第11条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
--

○山本委員長　それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料1にありますとおり、厚生労働省から3月13日付で食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

それでは、厚生労働省の近藤食品基準審査課長から説明をお願いいたします。

○近藤食品基準審査課長 厚生労働省の食品基準審査課の近藤でございます。資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

今回の改正の背景でございますけれども、本年4月1日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行される予定であります。この法律によりまして、厚生労働省から消費者庁へ食品衛生基準行政が移管され、また、厚生労働省から環境省へ水質基準行政が移管されることとなっております。

これに伴いまして、食品安全基本法に基づきまして食品健康影響評価を依頼するものとして、食品衛生法、それから水道法の中で現在厚生労働大臣となっているものを、内閣総理大臣や環境大臣に改めるなどの改正が発生することとなっております。

資料1の記にお示ししましたとおり、ここの1から次のページの10までに示しました告示、省令等の大臣名を変更するという内容でございますけれども、本改正につきましては、このような組織の移管に伴うものでございまして、科学的な内容に基づく、あるいは具体的な基準の内容を変更するものでないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ではない場合に該当するというふうに解してよいかどうか伺います。

よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ただ今厚生労働省から照会のあった生活衛生等関係行政の移管に伴う食品衛生法第13条第1項の規定により定めた基準等の改正については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理のための改正であることから、これらの改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

近藤課長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物「メチルセルロース」並びに「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」についてです。

まず、添加物「メチルセルロース」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○今井評価情報分析官 お手元の資料2-1に基づき御説明いたします。

評価書の4ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、2023年6月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、添加物専門調査会において御審議いただき、本年1月の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、本年1月31日から2月29日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

8ページの評価対象品目の概要を御覧ください。名称はメチルセルロースであり、用途は結合剤などの製造用剤でございます。

10ページの10. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要でございますが、今般、メチルセルロースの使用基準の改正に関し、評価依頼がなされたもので、使用基準改正案は表1に記載のとおりでございます。

36ページに進んでいただきまして、食品健康影響評価でございます。

次の37ページでございますが、本専門調査会は、メチルセルロースには遺伝毒性がなく、ADIを設定できると判断した。そして、(ア)使用基準改正後のメチルセルロースの摂取量は、過大な見積もりではあるが、 1.1 mg/kg 体重/日 と推計されること、(イ)メチルセルロースはほとんど吸収されないこと、(ウ)ヒトがメチルセルロース 250 mg/kg 体重/日 を23日間摂取しても毒性影響は認められていないこと、(エ)ラット3世代生殖毒性試験の最高用量の5%から算出したメチルセルロースの摂取量である 690 mg/kg 体重/日 までは、実験動物において毒性影響が認められていないことから、メチルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと判断したとございます。

意見・情報の募集結果については、42ページに参考として添付しております。期間中に

意見・情報の提出はございませんでした。したがって、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちメチルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量を特定する必要はないということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、添加物「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」についてです。

本件については、令和5年6月6日の第901回食品安全委員会会合において添加物「メチルセルロース」の添加物専門調査会における検討結果を踏まえた上で、本委員会において審議を行うこととし、審議に当たっては、今般の使用基準改正による使用への影響について厚生労働省から報告を受けることとしていました。

それでは、厚生労働省の近藤課長から説明をお願いいたします。

○近藤食品基準審査課長 それでは、資料2-3に基づきまして、「メチルセルロース」、「カルボキシメチルセルロースカルシウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」及び「デンプングリコール酸ナトリウム」の使用基準改正によります使用への影響について御説明をさせていただきたいと思います。

経緯につきましては、今、委員長から御説明があったとおりでございますので、割愛させていただきます。

資料の1ページ目の2. 併用の実態についてでございます。まず、国内における併用の実態を確認するため、国内の各品目の出荷状況を確認いたしました。その結果、令和3年度の生産量統計におきまして、食品向けの出荷が報告されていたのはメチルセルロース、カルボキシメチルセルロースナトリウムの2品目のみでございました。

そこで、このメチルセルロース及びカルボキシメチルセルロースナトリウムの出荷報告があった企業のうち、日本食品添加物協会の会員を対象に当協会を介して調査を行うことといたしました。当協会によりますと、複数の添加物を併用することが一般的である場合には、通常、複数の製剤を混合した併用製剤が製造・出荷されることがあったため、

今回はメチルセルロース及びカルボキシメチルセルロースナトリウムの併用製剤の出荷の有無について各社にアンケート形式で調査を行いました。その結果、これらについて併用製剤を出荷した実績がある事業者はおりませんでした。

続きまして、(2)になりますけれども、輸入実績に関しまして、国内で食品向け生産が確認されませんでしたカルボキシメチルセルロースカルシウム及びデンプングリコール酸ナトリウムにつきまして、食品添加物の輸入やそれを使用した食品の国内流通の有無を確認するため、過去10年間の食品等の輸入届出を確認いたしました。資料についてはその次のページになりますけれども、その結果、カルボキシメチルセルロースカルシウムにつきましては、食品添加物としての輸入実績はなく、カルボキシメチルセルロースカルシウムを使用した食品の輸入実績はあったものの、メチルセルロース又は他の2品目が併用されている食品は確認できませんでした。

また、デンプングリコール酸ナトリウムにつきましては、食品添加物としての輸入実績があり、輸入食品においても使用実績がありましたが、メチルセルロース又は他の2品目が併用されている食品は確認できませんでした。

以上2つの調査の結果から、(3)の併用の実態に係る考察でございますけれども、複数の添加物を併用することが一般的である場合には、併用製剤が製造出荷されることになるところ、メチルセルロース及びカルボキシメチルセルロースナトリウムを出荷しているいずれの事業者においても併用製剤の出荷は確認されなかったことから、国内の製造においてメチルセルロース及び他の3品目の併用は一般的ではないというふうに考えられました。

また、日本添加物協会発行の「新 食品添加物表示の実務2022」におきまして、主な添加物製剤の事例が収集されておりまして、その中にカルボキシメチルセルロースカルシウムを含む製剤に係る記載はあるものの、いずれもメチルセルロース又は他の2品目との併用ではございませんでした。また、「第9版食品添加物公定書解説書」には、一般的な用法としての併用、併用による効果等の記載がございますが、いずれもこれら4製剤の併用に関する記述はございませんでした。

これらの情報を考慮いたしましても、国内の製造におけるメチルセルロース及び他の3品目の併用は一般的ではないというふうに考えられます。また、輸入食品におきましても、過去10年間の輸入届出においては、メチルセルロース及び他の3品目が併用されている食品は確認されていないということから、併用は一般的ではないと考えました。

続きまして、3. 各品目の使用目的から見た併用に係る考察でございますが、この使用目的から見まして、これらを併用する可能性があるかどうかという点について考察をしております。各品目の使用目的、使用対象、特徴等につきまして、企業に聴取した結果を3ページ目の表2にお示ししております。これによれば、セルロース誘導体とデンプングリコール酸ナトリウムは使用目的や使用対象が異なるため、一般的には併用は想定されない。また、セルロース誘導体にあつては、使用目的は類似しているけれども、食品中の成分の

影響を受けず、最も機能が発揮できるセルロース誘導体が選択されるため、２種類のセルロース誘導体が併用されることは想定されないとのことでございました。

以上から、４．使用基準改正における使用への影響についてのまとめでございますが、これまで御説明いたしましたとおり、併用の実態に関する調査及び各品目の特徴から見た併用に係る考察から、これらの品目が併用されることは一般的ではなく、メチルセルロースの上限が撤廃されても他の３品目の使用が増加する等の状況は想定されないと考えられました。

したがって、使用基準の改正案では、メチルセルロースの使用基準を廃止し、他の３品目を併用する場合はメチルセルロースを除いた３品目の使用量の和の上限が２％となった場合であっても、現時点の実態として併用している可能性は低く、使用への影響も実質的に無視できるというふうに考えられます。

なお、現在の使用基準において定められている２．０％でございますが、これにつきましてはカルボキシメチルセルロースナトリウムの指定の際の通知等を参照いたしますと、栄養上何ら価値のないものであって、これを過量に用いることは、食品の品質低下を来すものであって、食品衛生法上厳に警戒しなければならないところであるので、十分注意されたいこと。その使用限度を２％と定めたのは、アルギン酸ソーダ、寒天等と大体その使用量をそろえたものであることというふうに記載されておりまして、併用の実態を踏まえて使用量の和に対して上限が設定された訳ではないというふうに考えられるところでございます。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の報告の内容について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、食品健康影響評価の要請があった３品目について、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員　それでは、令和５年６月６日の第９０１回食品安全委員会会合時の厚生労働省の説明及びただ今説明いただいた厚生労働省からの説明によりますと、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムについては、メチルセルロースの使用基準の改正に伴い、併用に係る使用基準を改正するとのことであります。この改正についてですが、これら３品目の現在の使用基準において、それぞれ使用量は食品中の２．０％以下でなければならないと規定されており、この規定は使用基準改正後も変わらないこと。また、併用する場合にあっては、使用量の和が食品中の２．０％以下でなければならないと規定されており、使用基準改正によりメチルセルロースの使用量の上限が撤廃された場合でも、メチルセルロースを除いた３品

目の使用量の和の上限は食品中の2.0%以下でなければならないことは変わらないこと。さらに、先ほど厚生労働省の説明によると、メチルセルロース及びこれら3品目が併用されることは一般的ではなく、メチルセルロースの使用量の上限が撤廃された場合でも、これら3品目の使用が増加することは想定されないという厚生労働省の考察。これらを踏まえますと、メチルセルロースとこれら3品目の併用は一般的ではなく、これら3品目の使用基準改正による使用への影響は実質的に無視できると考えられ、ヒトの健康に及ぼす影響が変わることはないと考えられます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明によりますと、本件につきましては、メチルセルロースの使用基準の改正に伴い、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの併用に係る使用基準を改正するものであります。メチルセルロースとこれら3品目の併用は一般的ではなく、本改正による使用への影響は実質的に無視できることから、本改正によるヒトの健康に及ぼす影響は変わることはなく、本件は食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を厚生労働大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

また、本件に付随して、令和6年1月30日の第927回食品安全委員会会合において、メチルセルロースに類似した添加物である加工デンプンについても、食品健康影響評価の結果を受けた厚生労働省における対応状況に関する報告を受けることとしていました。

それでは、厚生労働省の近藤課長から説明をお願いいたします。

○近藤食品基準審査課長 それでは、お手元の資料2-4を御覧ください。1月30日の本委員会で御質問いただきました加工デンプンに関します使用の実態等について御報告させていただきます。

まず、1.の背景の部分ですけれども、加工デンプンとは食品添加物におきまして、ここにお示ししております11種類のものを指しております。糊料、乳化剤、増粘安定剤、製造用剤として使用されるものでございまして、平成19年11月29日付で食品安全委員会からいただきました加工デンプンの食品健康影響評価の結果の通知におきまして、今回評価の対象となった11種類の加工デンプンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念

がないと考えられ、ADIを特定する必要はないとされながらも、EUにおけます離乳食等に対する規制を考慮し、以下の抜粋としてお示しされたとおりのことが通知をされております。

リスク管理機関は今後、乳幼児向け食品における加工デンプンの使用についてモニタリングを実施することを検討するべきであると。また、プロピレンオキシドが残留する可能性のある加工デンプンについては、技術的に可能なレベルでプロピレンオキシドの低減化を図るよう留意すべきであるという結果をいただいております。

これを踏まえまして、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会におきましては、食品添加物としての指定後、調製粉乳及び離乳食に対する加工デンプンの使用の実態を調査整理した上で、改めて食品安全委員会に報告すること。プロピレンオキシドについては、JECFA等において規格が設定されていないこと及びサンプルとして提出された検体からは検出されなかったことから、成分規格として設定する必要はないが、不純物として含有されることは好ましくないため、技術的に可能な範囲で低減化を図るよう関係業界等に周知することとされたところでございます。

2 ページ目の 2. 調製粉乳及び離乳食への加工デンプンの使用状況についてを御覧ください。まず①調製粉乳の使用状況ですが、厚生労働省が現在承認しております調製粉乳 6 社16品目を確認いたしました。加工デンプンを使用しているものはございませんでした。

次に②離乳食についてでございます。離乳食に使用される加工デンプンは主にとろみ付けを目的として使用されます。使用状況について、日本ベビーフード協議会が所属する加盟社 6 社に対しまして、加工デンプンの種類と配合割合について聞き取りを行いました。

なお、御参考でございますが、この日本ベビーフード協議会でございますが、大体シェアとしましてベビーフード市場のうちの所属企業は 9 割以上を占めるという調査結果があるというふうにお伺いしております。

使用状況につきまして、日本ベビーフード協議会が所属する加盟 6 社に対して加工デンプンの種類と配合割合につきまして聞き取り調査を行いまして、最終製品に含まれる加工デンプンの量を調査した結果を別紙としてお示ししております。その結果、ベビーフード販売時にドライタイプベビーフードでは50製品のうち15製品に加工デンプンが使用され、その配合率は9.58から51.07%、ウェットタイプのベビーフードでは342製品のうち57製品に加工デンプンが使用され、その配合率は1.20から4.37重量%でございましたが、食べる直前に各製品の調理方法に沿って調理されたベビーフード中の配合の最大割合は4.83重量%でございました。

以上の状況から、乳幼児が摂取する加工デンプンは、EUにおける乳幼児向け食品の使用制限である 5 %を大幅に超える状況ではございませんでした。

なお、本データは平成22年ということで、過去の若干古い時期に実施した調査でございますけれども、改めて日本ベビーフード協議会に確認したところ、現在も使用している加工デンプンの種類、使用量についてはほとんど変わらないということを聞き取っております。

続きまして、3. プロピレンオキシドの低減策についてでございます。厚生労働省といたしましては、平成20年に都道府県に対しまして、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン及びヒドロキシプロピルデンプンに残存するプロピレンオキシドにつきましては、不純物として含有されることは好ましくないため、技術的に可能な範囲で低減化を図るよう、関係業者に対して指導されたい旨通知をしております。

具体的な低減対策につきまして、日本添加物協会を通じて製造業者に聞き取りを行ったところ、プロピレンオキシドの特性、これは沸点が34℃と低いということ、それから水溶性であると、こういったことを踏まえまして、プロピレンオキシドを最小量で反応を行うこと、水洗・脱水工程においてしっかり洗浄すること、100℃における乾燥工程において除去する、こういったことを行っているということでございます。

なお、プロピレンオキシドの残存量の測定については、技術的な困難性から日常的なモニタリングは行っていないものの、このような工程において技術的に可能な範囲で対応しているということでございました。

以上のような限られた調査結果及び平成22年度に実施したというものでございますが、その後、状況については大きく変わらないということは業界団体にも確認しているところでございまして、調製粉乳、離乳食への加工デンプンの使用状況は、EUにおける使用制限である5%を大きく超えるという状況ではございませんでした。

また、プロピレンオキシドにつきましては、添加物の製造業者において物質の特性を踏まえて製造工程中における一定の低減対策が取られているという状況でございます。

また、これまで情報収集しているところにおきましては、今日まで加工デンプンに係る新たな安全性情報に対する報告はございません。また、現時点におきまして、EU以外に加工デンプンの使用制限を設けている国際機関・国はございませんで、プロピレンオキシドに関する規格を設定している国際機関・国もないという状況を確認しております。

以上より、継続的なモニタリング等が必要な状況にはないというふうに考えておりますが、引き続き海外での動向を注視いたしまして、情報が得られましたら、最新の科学的知見に基づき対応の必要性を検討していきたいと考えております。

厚生労働省からの報告は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の報告の内容について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
協委員、どうぞ。

○協委員 委員の協でございます。どうも御報告ありがとうございました。

今回、離乳食への加工デンプンの使用状況について、日本ベビーフード協議会の調査、これは既に調査されていた結果であったと思われますが、その後、現状も変わらない旨を御報告いただきましてありがとうございます。

ドライタイプのベビーフードの調理法の違いで喫食時の含有率が変わるというようなことがないのかについて確認したいと思いますので、御説明をお願いいたします。

また、今回調査対象となっていない製品でも、この加工デンプンの食品中の含有率がEUの使用制限である5%を超えることはないのか、その辺についても確認したいと思いますので、御説明をお願いいたします。

○山本委員長 近藤課長、お願いします。

○近藤食品基準審査課長 御質問ありがとうございました。

先ほど今回の調査の対象の企業のシェアが9割以上というふうに申し上げましたが、それ以外の調査対象となっていないベビーフードについては、具体的な状況は確認できておりませんが、調理法の違いにつきまして、乳児に対して希釈する場合は、薄く作ることであっても濃く作ことは一般的には考えにくいということが考えられます。味が濃過ぎたりとろみが強過ぎたりするために食べづらくなったりすることもあるというふうに聞いております。そういったことから、極端に多くなることは想定されないのではないかとこのように考えております。

また、ドライタイプの場合、ドライという形状もございまして、製品としての量は多くなりますけれども、希釈しても1食当たりの量はウェットタイプと比べましてあまり多くありませんので、仮に喫食時の加工デンプンが5%を超えたとしても、全体の摂取量として多くなるということは考えにくいのではないかと考えております。

また、海外製品についての情報を今回の調査では得られておりませんが、コーデックス規格におきましては、缶入りベビーフードの規格が100g当たり6gと、また、シリアルベースの乳幼児用加工食品におきましては100g当たり5gというふうに設定されておりますので、海外の製品も日本の状況と大きく変わらないのではないかと推察されると考えております。

以上でございます。

○脇委員 ありがとうございます。引き続き海外での動向や最新の科学的知見等について注視して確認いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○近藤食品基準審査課長 御指摘ありがとうございました。引き続き海外情報などを注視して確認してまいります。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、近藤課長、どうもありがとうございました。

次に、「メチオニン」についてです。

本件については、議事（３）にある「２-デアミノ-２-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」の調査審議の前提となる当該飼料添加物の有効成分であるメチオニンに関する調査審議となります。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料２－５に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に御説明いたします。

資料の５ページ、審議の経緯の下段、第４版関係のところを御覧ください。本件は、「２-デアミノ-２-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」、以下HMBiと略しますが、こちらを飼料添加物に指定することに係る評価要請に伴い、第196回肥料・飼料等専門調査会においてHMBiを用いた各種毒性試験のうち、メチオニンに関する内容を追記し、本評価書を第４版として改訂する審議を行い、本日御報告するものです。

13ページの下段から始まる３．遺伝毒性試験を御覧ください。このうちHMBiの遺伝毒性試験の結果は、19ページの表６に参考資料として追記しております。HMBiの遺伝毒性試験では、*in vivo*の試験は実施されていませんが、*in vitro*における細菌を用いた復帰突然変異試験、ヒト末梢血リンパ球を用いた染色体異常試験及びマウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験が実施され、いずれも陰性でした。

次に、20ページの４．急性毒性試験を御覧ください。HMBiを投与した急性毒性試験を表７に参考資料として追記しています。ラットを用いた試験の結果を一番下の欄に記載してございますが、LD₅₀値は2,000 mg/kg 体重より大きく、これまでのメチオニンのLD₅₀値との大きな違いはありませんでした。

最後に、23ページのⅣ．食品健康影響評価を御覧ください。今回、遺伝毒性試験及び急性毒性試験の結果を追記いたしましたが、いずれも本評価書での扱いは参考資料であり、これまでの結論から変更なく、メチオニンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかであるとされました。

以上のことから、HMBiの評価要請に伴い新たに追記した内容はございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないことから、意見・情報の募集は行わずに、本評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、メチオニンについては、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわちメチオニンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれはないことが明らかであると考えられるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長　ありがとうございます。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○山本委員長　次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の私から説明をさせていただきます。

資料3を御用意ください。概要の説明、評価書案の4ページの要約を御覧ください。メチオニンを補給する目的で牛用及び子牛用飼料に添加して使用される「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」、以下HMBiと略します。これについて食品健康影響評価を実施しました。

本飼料添加物に含まれている賦形物質等は、本飼料添加物の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えました。

体内動態試験及び残留試験の結果から、HMBiが想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、動物体内で生成されるHMBiの代謝物のうち、アセトンが乳汁中に残留が見られましたが、その濃度は人の健康に悪影響を与える可能性は極めて低いと判断しました。

遺伝毒性試験では、HMBiに遺伝毒性はないと判断いたしました。

亜急性毒性試験では、主な毒性影響として、腎臓での硝子滴沈着等の所見が見られ、これらの試験のうち最小のNOAELは、100 mg/kg 体重/日でした。

慢性毒性及び発がん性試験並びに生殖発生毒性試験は実施されておりませんが、動物体内で生成する代謝物について、慢性毒性や発がん性、催奇形性が懸念される報告はないことをもって、安全性に問題はないと考えました。

対象動物における安全性試験では、本飼料添加物の牛への推奨添加量での混餌投与について、牛に対する安全性に問題はないと考えました。

以上のことから、本飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○前問評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料3に基づきまして、事務局から補足の説明を申し上げます。

資料の右下のページ、5ページ、審議の経緯を御覧ください。2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、HMBiと略しますが、2023年7月に農林水産大臣及び厚生労働大臣より評価要請を受け、その後、第194回、195回の2回の肥料・飼料等専門調査会の審議を経て、本日御報告するものです。

9ページの4. 対象飼料及び添加量を御覧ください。本飼料添加物は、牛用及び子牛用飼料に添加して使用し、推奨添加量は47.3 mg/kg 体重/日とされております。

続きまして、5. 使用目的及び使用状況を御覧ください。HMBiは、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、以下HMTBaと略しますが、こちらと2-プロパノールがエステル結合した化合物です。本飼料添加物は、反芻動物に対してメチオニンを補給する目的で使用されます。海外では、米国及びEUにおいて飼料添加物として使用が認められています。

同じく9ページのII. 安全性に係る知見の概要、1. 原体及び賦形物質等に関する知見を御覧ください。HMBiは家畜に経口投与された後、HMTBa及び2-プロパノールに加水分解されます。HMTBaはHMBiと同様にメチオニンの補給源となる化合物で、国内では飼料添加物として指定されています。食品安全委員会は、動物に投与されたHMTBaは、細胞内タンパク質の連続的な代謝に利用され、メチオニンが過剰になったとしても、動物体内で代謝され、蓄積されることがないことから、食品を通じて動物用医薬品及び飼料添加物由来のメチオニンを人が過剰に摂取することはないと考えたと評価しております。

2-プロパノールは、国内では食品添加物として承認されています。食品安全委員会では、2-プロパノールについて食品添加物として評価しており、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと評価しています。

次に、10ページ中ほどの賦形物質等についてですが、賦形剤として無水ケイ酸を含んでいます。無水ケイ酸は既に食品安全委員会において飼料添加物の賦形物質及び希釈物質に使用される物質として、人の健康に影響を及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであると評価していることから、本飼料添加物に含まれている賦形物質等は、その使用状況及び既存の評価並びに本飼料添加物の用法・用量を考慮すると、本飼料添加物の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えました。

11ページから体内動態試験を記載しておりますが、16ページの下段に体内動態試験のまとめがございます。こちらを御覧ください。HMBiは牛に投与された後、HMTBaと2-プロパノールへ加水分解され、両物質は第一胃壁から吸収されて、HMTBaはメチオニンの供給源となり、2-プロパノールは肝臓で可逆的にアセトンに酸化されと考えられました。牛にHMBiを一定期間投与した後の血漿中のHMBi濃度は微量であったことから、HMBiが組織中に残留する可能性は低いと考えられました。また、HMBi由来の代謝物は、尿、糞便及び乳汁中に

排泄され、乳汁中の排泄は他の排泄経路よりも高く、また、組織中の残留は低いと考えられました。動物体内で生成する代謝物のうち、メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないと評価されている物質です。一方、アセトンは乳牛の体内で乳汁中に分泌されることに加え、一部の血漿中のアセトンは第一胃に循環し、微生物の働きによって2-プロパノールが再生成される経路も考えられるとしております。

従いまして、HMBiを牛に投与した後、体内に比較的長く残留する代謝物は2-プロパノール及びアセトンであり、その残留は組織よりも乳汁で高いと考えられました。

18ページの残留試験についてのまとめを御覧ください。HMBi投与後の乳汁中のHMBi濃度は、LOD未満でした。乳汁中のアセトン濃度は、牛において代謝性アシドーシスを発症する濃度と比較して大きく下回る濃度でした。また、アセトンの平均乳汁中濃度を用いて小児の体重当たりの摂取量を試算したところ、その摂取量はEPAにおいて算出されたアセトンの人への慢性的な経口ばく露における参照用量未満でした。この摂取量の試算値は全ての牛にHMBiが投与されたと仮定した場合の過大な見積もりであり、人が摂取する乳由来製品中のアセトンの残留量は更に低い値になると考えられました。また、アセトンは揮発性があり、市場に流通する乳由来製品は殺菌処理を経ていることから、処理過程においてアセトンの量は更に低くなり、乳製品を摂取することにより人がアセトンにばく露されるおそれはより低くなることが考えられます。これらのことから、HMBiが想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、投与による乳汁中のアセトンの濃度は人の健康に悪影響を与える可能性は極めて低いと判断いたしました。

19ページの4. 遺伝毒性試験を御覧ください。遺伝毒性試験では、*in vitro*の細菌を用いた復帰突然変異試験、ヒト末梢血リンパ球を用いた染色体異常試験及びマウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験を実施しましたが、いずれも陰性であり、HMBiに遺伝毒性はないと判断いたしました。

20ページの6. 亜急性毒性試験を御覧ください。亜急性毒性試験では、ラットを用いた14日間及び90日間の経口投与試験が実施され、主な毒性影響として、肝臓における肝細胞の空胞化又は色素沈着、腎臓における硝子滴沈着、脾臓におけるヘモジデリン沈着及び髄外造血及び貧血の所見が見られ、これらの試験のうち最小のNOAELは90日間の経口投与試験のラットの雄、300 mg/kg 体重/日投与群で見られた腎尿管上皮細胞の硝子滴沈着に基づく100 mg/kg 体重/日でした。

21ページに7. 慢性毒性及び発がん性試験、22ページに8. 生殖発生毒性試験を記載しております。慢性毒性試験及び発がん性試験並びに生殖発生毒性試験は実施されていませんが、代謝物であるHMTBaと2-プロパノールについて、慢性毒性や発がん性、催奇形性が懸念される報告はないことをもって、安全性に問題はないと考えました。

22ページの9. 対象動物における安全性試験を御覧ください。対象動物における安全性試験では、推奨添加量の2.5倍の投与群では投与に異常は見られませんでした、5倍以上

の投与群で摂餌量の低下が見られました。このことから、本飼料添加物の推奨添加量の2.5倍量までの混餌投与について、牛に対する安全性に問題はないと考えました。

25ページのⅣ．食品健康影響評価を御覧ください。結論については、先ほど山本委員長から御説明いただいたとおりとなっております。

本件につきましては、本日御了解いただけましたら、明後日の3月21日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

事務局からの補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「フェンプロピジン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料4－1に基づき御説明申し上げます。

右下のページで5ページをお願いいたします。審議の経緯でございますが、インポートトレランス設定の要請があったことを受けまして、昨年8月に厚生労働大臣から評価要請のあったものとなります。昨年10月及び11月に農薬第三専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、本年の1月16日の食品安全委員会において報告し、その後、1月17日から2月15日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

7ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6．に示されたとおりのものでございます。

次のページの開発の経緯に記載がございますとおり、このものはピペリジン系殺菌剤で、細胞膜のステロール生合成阻害作用を示すと考えられているものでございます。

食品健康影響評価につきまして、41ページまでお進みください。下の方から記載がござ

いますが、ADIにつきましては、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験を根拠に0.016 mg/kg 体重／日、ARfDは一般の集団に対してはマウスを用いた90日間亜急性毒性試験を根拠に3.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対しては、ウサギを用いた発生毒性試験を根拠に0.1 mg/kg 体重と設定されております。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後の57ページに参考として添付してございます。57ページをお願いいたします。御意見を2通頂戴しております。

まず意見1でございますが、左側のいただいた意見・情報のところを御覧ください。慢性的な影響を評価するようお願いいたします。例えばグリホサート系の農薬は慢性的に発がん作用があることが論文等でも出ていることから、慢性的影響をあらかじめ評価するとともに、後から明らかになることがあれば速やかに規制を厳格にしたり、諸外国の規制で最も厳しい基準に合わせるようにあらかじめ処置要領を定めることを盛り込んでくださいますという内容です。

回答ですが、右側の回答1のところを御覧ください。食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っています。本剤の評価に用いた試験成績には慢性毒性／発がん性併合試験も含まれておりまして、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。農薬の使用基準及び残留基準については、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関である農林水産省及び厚生労働省が設定しまして、これらの基準に関する御意見については、リスク管理に関係するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供するとの内容でございます。

また、意見2でございますが、農薬等の複合影響の検証はなされておらず、国民の健康リスクを考慮するなら複合影響のリスクがないと言い切れるまで農薬の使用を差し控えるべきではないでしょうかとの御意見です。

回答につきまして、右側を御覧ください。食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。複数の化合物へのばく露については、現段階ではJMPRやJECFAにおいて、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き最新の情報収集に努めてまいります。農薬の登録に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられますことから、農林水産省に情報提供いたしますというような内容の回答となっております。

以上2通の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結果を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフェンプロピジンの許容一日摂取量（ADI）を0.016 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を3.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬「ホスチアゼート」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○横山農薬評価室長 資料4-2に基づいて御説明申し上げます。

審議の経緯につきまして、右下のページ、6ページを御覧ください。下の方から記載がございますが、第3版関係の部分をお覧ください。キャベツ、レタス等への適用拡大に係る農薬登録申請があったことを受けまして、昨年7月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。10月及び本年1月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

14ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。このものは、6.に示された構造の有機リン酸アミド系の殺虫剤です。

次のページの開発の経緯にございますとおり、標的生物の神経系アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、運動性の麻痺や行動異常が生じ、殺虫活性を示すと考えられているものでございます。今回新たな試験成績といたしまして、作物残留試験成績並びに妊娠及び非妊娠ラットを用いた単回投与による赤血球及び脳コリンエステラーゼ活性に対する影響試験が提出されております。前版までにADI及びARfDが設定されているものでございまして、今回追加された試験の部分を中心に御説明申し上げます。

評価書の27ページにお進みください。下の方の4.の（2）作物残留試験について、国内で実施されたキャベツ、結球レタスの試験が追加されまして、別紙にその内容を追記してございます。この27ページから記載されていますホスチアゼートと代謝物の最大残留値には変更はございませんでした。

次に、54ページを御覧ください。13. その他の試験でございますが、コリンエステラーゼ活性阻害に関する試験の内容が記載されております。少し飛びますが、このうちの62ページの下の方の（6）妊娠及び非妊娠ラットを用いた試験が今回提出されました。本剤のARfDでございますが、少しまた後ろの方、食品健康影響評価までお飛びいただきまして、

76ページになります。ここから77ページ、78ページに記載がございますが、コリンエステラーゼ活性阻害がエンドポイントとなっておりまして、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDでございますが、無毒性量は、78ページに記載がございますとおり0.205 mg/kg 体重/日を根拠として設定されているところでございます。

それに対しまして、62ページにもう一度お戻りいただければと思います。下の方から(6)の試験の記載がございますが、ただ今御紹介しました妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDの設定根拠となっております無毒性量よりも大きな値が設定されまして、試験が実施されております。こちらの試験の結果の妥当性について専門調査会の方では議論がなされまして、その結果、62ページの脚注に記載がございますとおり、供試動物数が少ないこと、データのばらつきが大きいこと、用量設定が適切でないことなどから参考資料というふうにされまして、ARfDの見直しは行わないとの議論がされたものでございます。

もう一度、75ページからの食品健康影響評価の部分にお進みください。食品健康影響評価の記載でございますが、まず1つ目のパラグラフに第3版の改訂について記載がございます。ADI、ARfDにつきましては、76ページから記載がございますとおり、前版からの変更はないとの結論でございました。

以上、ホスチアゼートにつきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちホスチアゼートのADIを0.002 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.007 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.002 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございました。

(5) 令和6年度食品安全委員会運営計画(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和6年度食品安全委員会運営計画(案)について」です。

本件については、本年2月6日の第928回委員会会合において取りまとめた運営計画案について意見の募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終決定を行うことといたしました。これを受けて、2月7日から3月7日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いします。

○重元総務課長 令和6年度の運営計画案につきまして、資料5で御説明をいたします。

資料右下の通しページで資料5の19ページまでが計画案の本体でございまして、20ページから27ページまでが意見・情報の募集で寄せられた御意見等の内容と食品安全委員会としての回答案でございます。28ページから資料5参考1として新旧対照表を、それから、最後の38ページに資料5参考2として運営計画案を1枚にまとめました概要をつけてございます。おさらいの意味で最初に運営計画案の内容を、最後の38ページの1枚紙で簡潔に御説明いたします。

一番上の箱にございますように、運営計画案の基本的な考え方は、食品安全基本法に定める基本理念等に基づき、国民の健康の保護を最優先に、所掌事務を円滑かつ着実に実施するというものです。

個別項目の1つ目は、左上のオレンジ色の部分ですけれども、食品健康影響評価の着実な実施。最新の科学的知見に基づく、客観的かつ中立公正なリスク評価の推進です。ここに記載がございます評価指針の改正などを行いますとともに、20周年国際シンポジウムの成果を踏まえまして、長期的な課題の整理や対応の方向性の検討を行います。

右の緑の箱、研究・調査事業の推進としまして、6年度の改正後のロードマップが、委員会が今後取り組むべき長期的な課題の整理とその課題解決に向けて研究事業と調査事業を戦略的に実施していくための方針を示すものとなるようにすることとございます。

左側の青い箱がリスクコミュニケーションの促進としまして、食品の安全性に関する最新の科学的知見の迅速な発信やホームページ等の媒体の特性を踏まえた情報発信を行うというものです。

右側の黄色い箱は、食品の安全性の確保に関する情報の収集や整理・活用でございます。日々の情報収集に加えまして、中長期的な視点で食品の安全に影響を与える科学的な情報の体系的な整理、共有する体制の見直しに重点的に取り組むということとございます。

一番下の赤い箱がDXの推進でありまして、リスク評価におけるデジタル技術の活用可能性の検討とデジタル技術を活用した情報収集等の体系化、効率化に係る実証調査事業の実施を行います。この運営計画案に対しまして、2月7日から3月7日までに御意見を募集しましたところ、資料5の20ページ以降に記載の内容につきまして、7通14件の御意見をいただきました。

20ページにお戻りいただければと思います。順番に御意見の内容と回答案を御説明いたします。

1点目、20ページですけれども、企業から申請を受けて行う食品健康影響評価について、

事業者だけの意見や知識に偏る申請になりかねないので、事業者に寄せられた消費者からのクレームも申請に加えるよう事業者に通達をしてほしいというものです。

回答案につきましては、食安委は企業からの申請に基づきましてリスク管理機関から要請がありました場合に、原則としてリスク管理機関から提出された資料を用いて評価を行っております。その際、資料につきまして疑問点がある場合や資料の内容が不足していると判断される場合には、必要な追加資料の提出を求めたり、食品安全委員会独自で科学的な知見を収集することがあるという内容でございます。

21ページ目に参りまして、食の安全ダイヤルに寄せられた消費者の意見につきましても必ず調査をすべきという御意見でございます。

回答案につきましては、食の安全ダイヤルにお寄せいただきました御意見は、食安委内で共有をし、必要と判断された場合にはリスク管理機関へ伝達するなどの対応を行うこととなっているという内容でございます。

その下でございますけれども、学校教育関係者や食品関係事業者に対しまして、科学的な知識を普及啓発する内容にマイクロカプセル香料による健康被害等の周知を含めること、また、マイクロカプセル香料などの化学物質汚染実態調査を希望するという内容でございます。

回答案といたしましては、食品安全委員会は、食品健康影響評価を行う組織でありまして、マイクロカプセル香料は食品ではないため、評価の対象とはなっていないという内容でございます。

次の22ページ目に参りまして、中ほど2番とあるところでございます。PFASにつきましては、飲み水をPFASゼロにすべきであり、米国並みの基準にしてほしい。日本の基準は世界で最も厳しい基準を採用すべきだという御意見でございます。

回答案といたしましては、PFASにつきましては、この運営計画案と同じ時期にPFASに関する食品健康影響評価書案の意見・情報の募集を行っておりまして、今後、公表いたします予定であるその結果におきまして、詳細に御説明予定でありますので、そちらを御覧いただければという内容でございます。

一番下の3番とあるところです。GMO食品、海外で禁止されている食品添加物等を使用する食品などを製造・販売する業者に増税をし、これらを使用しない業者などに補助金を出してほしいという御意見です。

回答案といたしましては、食安委は、食品健康影響評価を行う組織でありまして、いただいた御意見は関係するリスク管理機関にお伝えしますという内容です。

23ページ目に参りまして、諸外国と比べまして、いろいろな基準が甘いのではないかと。また、早期に食品健康影響評価が終了するようにと計画案にありますけれども、長期のリスクを考慮する必要があるので、早期の評価終了というのは無理なのではないかという御意見でございます。

回答案といたしましては、前段の基準が甘いという部分につきましては、リスク管理に

関する御意見でございますので、リスク管理機関にお伝えをするということ。それから、後段の早期の評価終了という点につきましては、短期的な影響のみならず、長期的な影響を含めて食品健康影響評価を行っておりますという内容でございます。

次に、リスクコミュニケーションに関する御意見でございます。情報が間違っているとよろしくありませんので、特に多種多様な意見を発信することの必要性、遺伝子組換え食品やゲノム編集食品等に関する表示の必要性についての御意見でございます。

回答案としましては、食安委が実施していますリスク評価は、科学的な知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われたものでありまして、その結果はホームページやSNS等で発信をしているということや、若年層向けへの情報の発信も行っているということ。また、今後も効果的な情報発信に努めてまいりたいという内容です。なお、表示に関する御意見もございましたけれども、こちらは所管の消費者庁にお伝えをするということを回答内容としてございます。

24ページ目に参りまして、20周年シンポジウム第2部の新たな評価手法の導入という部分を受けまして、動物を用いない評価手法の新規開発、評価、採用などの推進を盛り込むべきという御意見でございます。

回答案といたしましては、20周年シンポジウムの第2部で新たな評価手法の導入の取組について、各国や国際機関の現状と課題について共有がなされ、さらなるデータや経験の蓄積の必要性というものが示されるとともに、動物実験以外の*in vitro*、*in silico*等の手法の推進や課題等についての議論がされたところでございます。これらを踏まえまして、新たな評価手法の導入に関しては、運営計画案の第3「食品健康影響評価の実施」の2番で食品健康影響評価に関する長期的な課題の整理と対応の方向性の検討を行うとしているところでございます。

また、同じく計画案の第5の「食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」というところがございますロードマップの中におきまして、新たなリスク評価方法の導入や実験方法の改善の研究・調査を推進することとしているという内容でございます。

24ページの下の方の6番とあるところでございますが、早期の評価よりも厳密な評価が最優先ではないかと。また、農薬の再評価に関しまして、申請者や農薬メーカーの資料は参考程度とし、第三者の資料をメインに審議してほしいという御意見でございます。

回答案といたしましては、国民の健康保護が最も重要という基本的認識の下で食品健康影響評価を行っておりまして、評価に際しましては専門委員等に精力的に御議論をいただいているということ。このため、例えば農薬の評価の審議において資料の内容が不足していると判断された場合には、必要な追加資料等の提出を求めておりまして、場合によりましては評価結果の通知までに1年を超えることもあるという内容でございます。

25ページ目に参りまして、中ほど2番とあるところです。令和7年2月に実施する食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケート調査につきまして、その内容は事前にパブコメ等で国民の意見を反映してほしいという内容でございます。

回答案は、このアンケートは食品安全モニターに対しまして毎年実施をしているものでありまして、経年傾向を把握するための質問と時事的なテーマの質問で構成されているということ。調査結果はセミナーの企画等に活用していますという内容でございます。

25ページ目の下の方にあります3番というところです。農薬の複合影響の検証を推進するために、食安委に独自の調査研究機関を設けるなどの検証を進めてほしいという御意見でございます。

回答案は、食安委では、来年度の食品健康影響評価技術研究課題についてはロードマップを踏まえまして優先実施課題を策定いたしまして、公募、審査を行い、食品健康影響評価等の実施のための必要性の高いものを選定しているという内容でございます。

その下の4番とあるところでございますけれども、第6のリスクコミュニケーションの部分につきまして、農薬の残留基準など国民が安心できない現状を改めるような分かりやすい説明か規制の強化をしてほしいという御意見でございます。

回答案といたしましては、リスク評価の結果につきましては、ホームページやSNSで発信するとともに、消費者、報道関係者等との意見交換会に積極的に取り組んでおり、食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるよう、より一層こうした取組を進めてまいりたいという内容でございます。

26ページの7番とあるところでございますけれども、食品健康影響評価に関しまして、遺伝子組換え食品の影響の証拠や証明がないからといって安全との評価はしないほしい。国民の健康の保護最優先でお願いしたいという内容でございます。

回答案といたしましては、食品安全委員会は国民の健康の保護を最優先にその時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を行っていること。食品の安全につきましては、短期的な影響のみならず、長期的な影響も含め評価を行っているという内容でございます。

次が最後になりますけれども、動物実験を行わない評価手法の新規開発、評価、採用の推進に関する御意見でございます。こちらは先ほど24ページの5番にございました動物を用いない評価手法に関する御意見と趣旨はほぼ同じではないかなというふうに考えておりまして、回答案につきましては、24ページの5番の回答と同じ内容の回答案としていただいております。

以上が、いただいた7通14件の御意見とそれに対する回答案でございます。

以上によりまして、令和6年度の食品安全委員会運営計画案の本体自体の修正は必要ないのではないかと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件につきましては、報告された案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございました。

(6) その他

○山本委員長 ほかに議事はございませんか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、3月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日木曜日10時30分から「かび毒・自然毒等専門調査会」が、14時から「農薬第四専門調査会」が、来週、25日月曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第934回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。